

【大学生協で教習料金を事前にお支払い済みの方へ】

消費税率の引き上げ後の教習料金改定についてのご案内

令和1年10月1日から、消費税引き上げに伴い教習料金を改定し、下記の項目の通りに対応させていただきます。

【8%対象の方】

令和1年9月29日(日)16時までに当校にて入校手続きを完了した方(事前に大学生協で教習料金をお支払済みの方に限る)で、令和1年10月15日(火)までに入校及び教習(学科1)を開始していただいた方には教習料金を8%にて対応させていただきます。

(令和1年9月29日(日)15時が最終受けになります。)

※大型自動二輪・普通自動二輪免許をお持ちの方、仮免入所の方は令和1年10月15日(火)までに学科又は技能教習を開始していただかないと10%にての対応になります。

※授業料に含まれない技能教習キャンセル料金、技能補習料、再検定料等、自由教習料金等令和1年10月1日以降お支払い分は消費税率10%になります。

※令和1年10月1日以降の入校日に安心パックを希望の場合、安心パック料金33,000円(10%)の消費税になります。

【10%対象の方】

- ・令和1年9月29日(日)16時までに入校手続きを完了し全額教習料金を支払っていただいた場合でも、令和1年10月15日(火)までに入校及び教習を開始できなければ、10%の教習料金になります。

【その他】

仮免許受験手数料(1,700円)、仮免許交付手数料(1,150円)については非課税です。

※機械の都合上、時間厳守でお願い致します。時間を過ぎますと対応出来ませんのでご理解とご協力をお願い致します。

令和1年8月20日
春日自動車学校